

# 埋忠明寿と前銘「城州埋忠作」をめぐる一考察 (三)

飯 田 一 雄

## 明寿銘の特徴と変遷 (その二)

明寿の銘は年代によって多少の変化はあるが、前述した以外、総じては初期から晩年期にかけて変化が少なく、字画の手癖など終始一貫したものである。従って、これらの手癖に添わない字画のものに、一族子弟の代銘が存在するであろう。次の明寿銘は代銘とみられるものの例である。

- ①は明寿の自身銘で、②の銘とはほぼ同一である。
- ③と④は①と相違し、ことに④は「埋」の字画が③とは異なり、銘振りも③の切手とは別人であると思われる。
- ②の所持者彦五郎は、埋忠系図によれば明寿の兄重政とあるが、明らかではない。
- ③の所持者彦八郎は、どの資料にも皆目、名をとめないで不明であるが、明寿の子であろうか。

①  
西 埋 寿

明寿自身銘 (慶長十三年)

②  
西 埋 寿

所持彦五郎重代 (慶長拾二年三月)

③  
西 埋 寿

所持彦八郎重代 (慶長十三年三月)

④  
西 埋 寿

所持彦次郎重代 (慶長十三年三月)

④の所持者彦次郎は、明寿の弟明真の名と伝えられている。

埋忠明寿の自身銘とみた①②の手癖を示した銘、即ち「西」の第二画、「埋」の第四画にハネ鑿がある打ち方の銘は、慶長・元和・寛永期を通じて最も数が多く、終始変わらない字画で切銘している。鐔の銘もこの手のものが最も多く、③と④の手の銘のものもある。

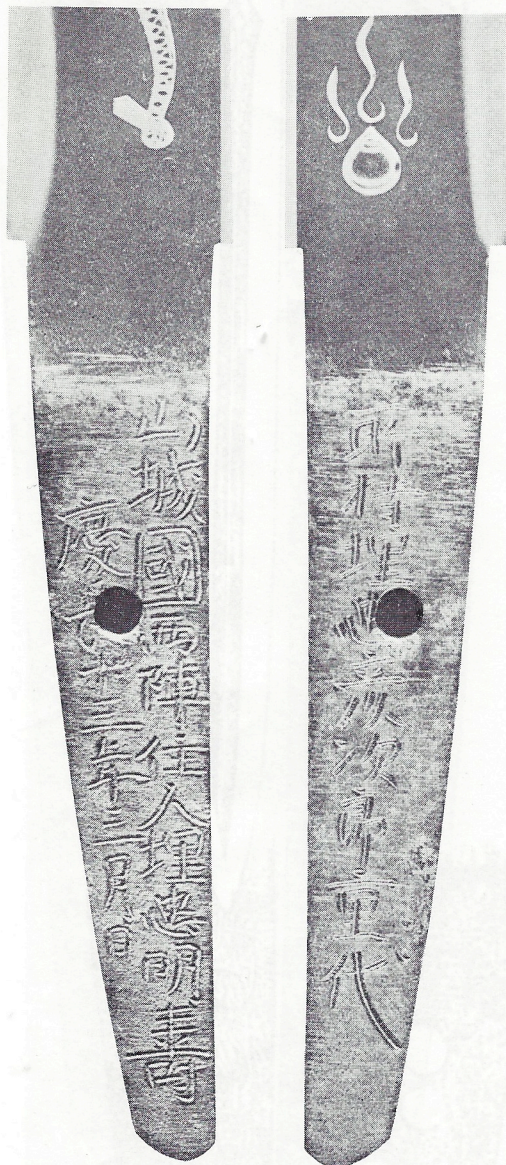
慶長十二年、同十三年紀があるもので、埋忠明寿の自身銘とみられるのは次のものである。

- ① 所持埋忠彦五郎重代 (慶長拾二年三月吉日)
- ② 山城国西陣住人埋忠明寿 (慶長拾三年二月日)
- ③ 所持熊谷清六 (慶長十三年三月吉日)
- ④ 所持新蔵重代 (慶長拾三年八月吉日)
- ⑤ 山城国西陣住人埋忠明寿 (慶長拾三年九月三日)

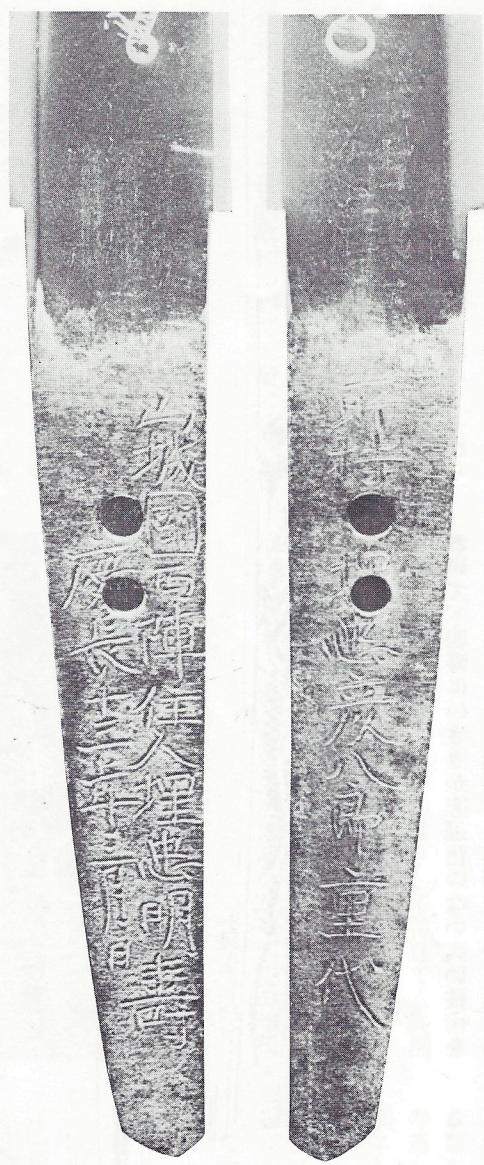
前記した慶長十二年、同十三年紀の明寿銘八例のうち三例が別人の代銘であり、代銘を除いた右の五例が明寿の自身銘とみなされる。



④



⑧



慶長十二年三月が一例、同十年二月、

同十三年三月、同十三年八月、同十三年九月が各一例であって、作刀や彫刻に助手がいたことは当然としても、代銘作を除くことによって、明寿が自身で製作できる可能な数と考えることができる。

「慶長十三年三月日」紀の「所持埋忠彦次郎重代」と同銘のものに、同年月の年紀を切った『古今鍛冶備考』所載のものがあるが、これは作刀を実見できる機会があれば確認したい。

また『新刀鍛冶綱領』に同銘の押形が所載されている。(次頁写真参照)

此吉長埋忠明寿弟子(花押)

此切物吉長作

寛永三年三月日他江不可渡之

と切っていて、切物が吉長作であるが、鍛刀作者の銘を切っていない。この銘が正しいものとすれば、「所持埋忠彦次郎重代」と同一人の切銘に近似している。この作者は恐らくは、埋忠彦次郎そのものではなくうかと推量される。

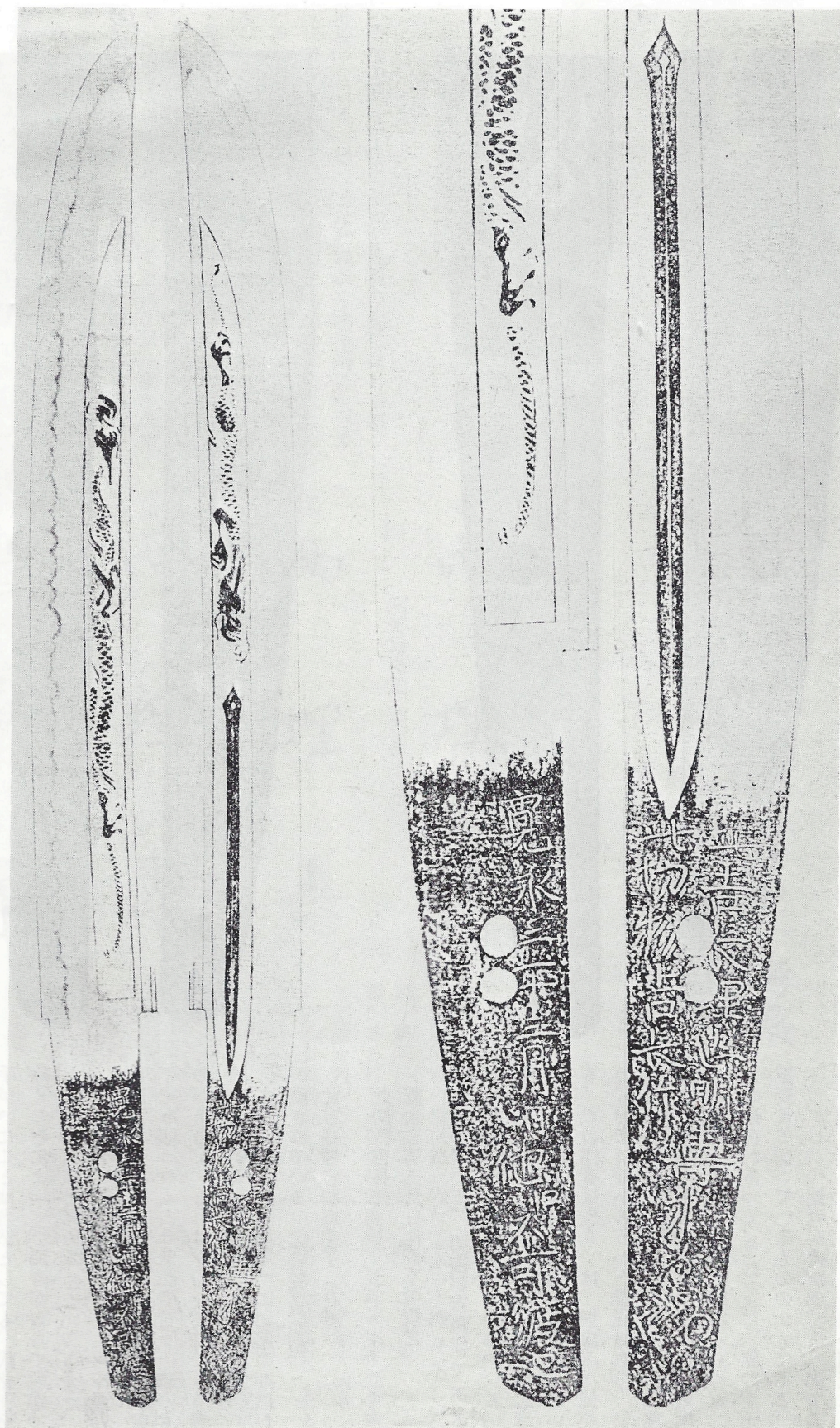
以上の記述によって、明寿の代作代銘者は、少なくとも彦次郎重代と彦八郎重代とを切銘した、明寿の子弟とみられる二人の存在が、それぞれに、銘の字面を変えて切っているものである。

しかし、代銘者が彦次郎、彦八郎であるか否かについては、また他の何人によ



るものであるかは検討の余地が残される。それらの代作者、もしくは代銘者は作刀、彫刻の技量に

おいて、明寿にいささかも遜色のない高い技術をもっていたことは、現存する作刀によって証される。



(新刀鍛冶綱領)



## 「城州埋忠作」前銘考

「城州埋忠作」の作例と作風、また年代など明寿銘との関連について前述したが、城州銘が明寿の前銘とみることの妥当性について、更に検討を加えよう。

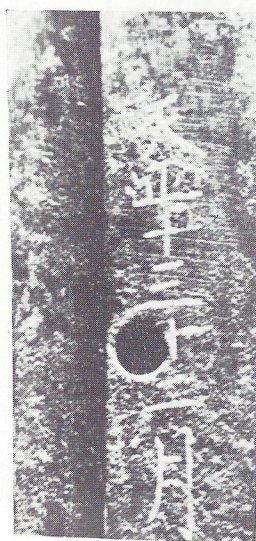
### 一、彫銘について

天正・文禄年紀の城州銘を俗に彫銘といい、慶長以後の明寿銘を切った鑿とが相違することは明らかである。彫銘を施した鑿は、かつて刀工が用いたことのない異例なものであるが、金工家であ

った明寿が、その仕事の一つとして行った金象嵌を嵌入するための彫銘の鑿と同類のものであったと考えれば、明寿にとってはさして特殊でも異例なことでもなかったであろう。

『埋忠銘鑑』に所載する金象嵌で年紀がある最古のものは、天正十三年十二月紀がある名物・稲葉江の刀で、嵌入者の注記はないが、明寿の年代

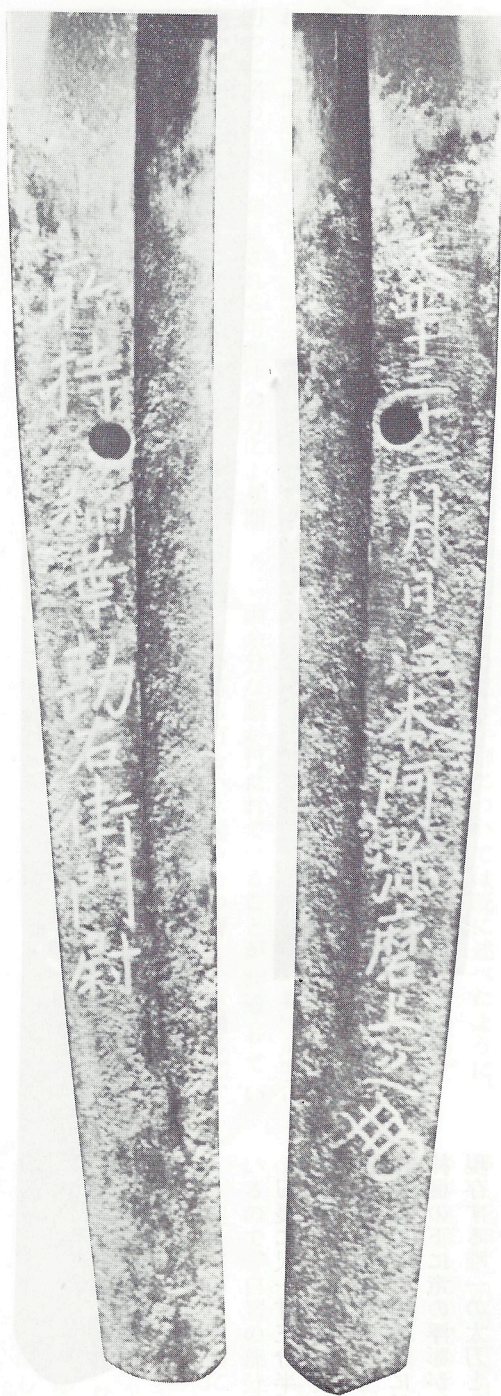
### （拡大銘）



の埋忠家の仕事であったことは確実である。これは既に前述したことであるが、嵌入者が明寿か、寿斎か、あるいは明寿の先代であったかの詮索は別にしても、埋忠家が天正十三年十二月には金象嵌の嵌入を施す仕事をしていたことが明らかである。これと同類の鑿を用いて城州銘を切ったであろうことは容易に推察できることである。

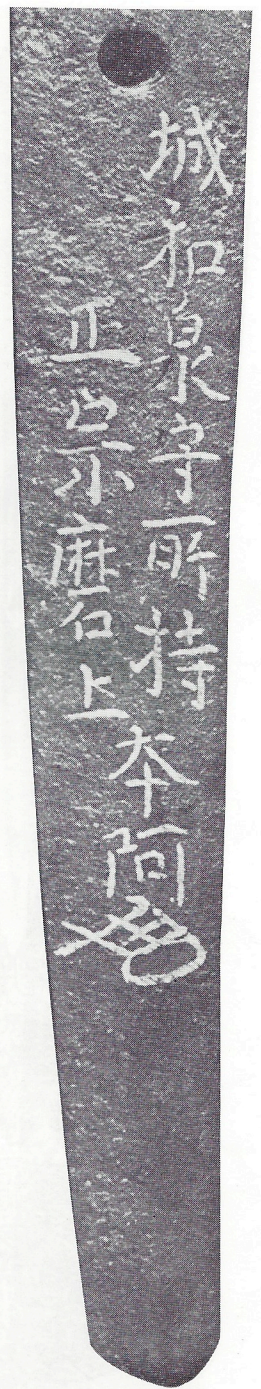
このことは、明寿が城州銘の作者であるとみることと直結はしないが、城州銘が明寿とは別人であって、慶長年代から以後に切った明寿銘が、城州銘と結ばれないとみることができない。

城州銘と同字を用いているのが、稲葉江の「天正」年紀と、城和泉守正宗の「城」の字である。ただし後者は慶長十四年六月に寿斎が象嵌を施したものである。



（名物・稲葉江）





(城和泉守正宗)



(拡大銘)

## 二、明寿と明欽の年代について

明寿が活躍した年代は作刀をはじめ、諸資料によって大方は明らかであるが、明欽については知られるところがほとんどない。唯一ともいえる手がかりは、埋忠系図に記載した略伝である。同系図は全体的に信憑性は薄いにしても部分的には参考にとけるところはある。

『新刀弁疑』中の「三条小鍛治宗近嫡流埋忠明寿門葉系」、「金工鐔寄」、「鑿工譜略」などの記述から参考に要点を引用すると、

「重隆入道明欽は、義晴公、義昭公、信長公に奉仕したが、老年に付き辞任、それより重吉は秀吉公、秀次公に召出される」

と記し、明欽の晩年が信長の時代であったらし

い、とみることができそうである。

城州銘で年紀がある最古のものは、天正十六年紀で、この年に明寿は三十一歳である。信長が本能寺で没したのが天正十年六月であったから、この頃、既に明欽は「老年に付き辞任」していたこととなり、天正十六年の頃は、前述した通り、埋忠家は実質において明寿の年代になっていたとみることができよう。それはとりもなおさず、城州銘の作が明寿の手になったであろう可能性を有力にする。

## 三、明寿銘の最古の年紀について

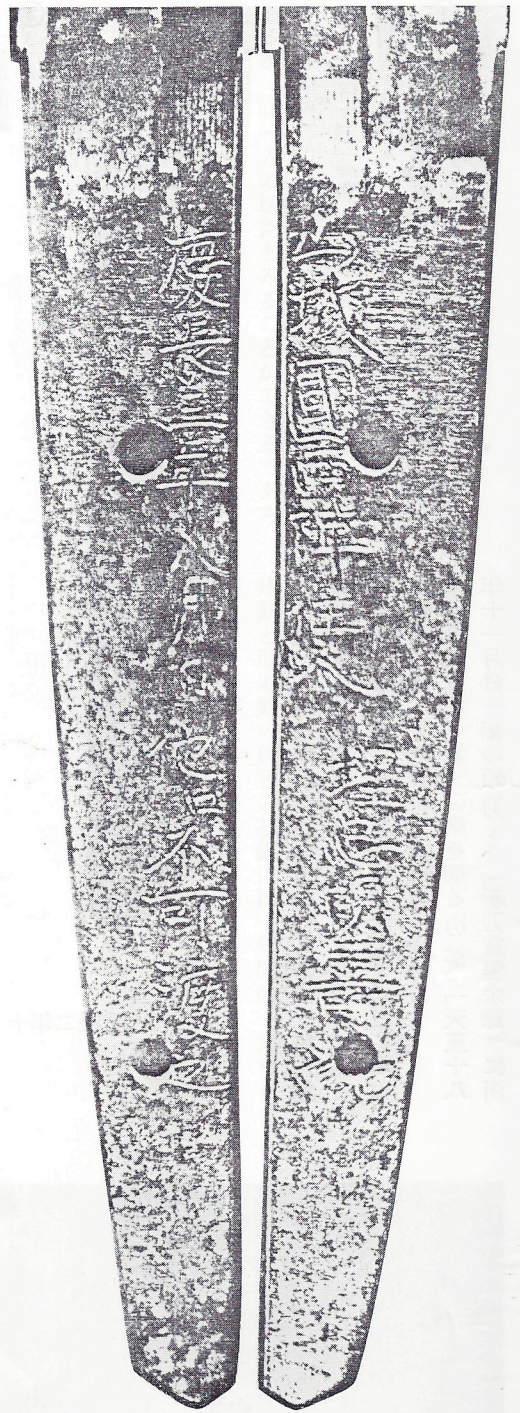
明寿銘で最古の年紀として知られるのが次の銘のものである。

刃長二尺一寸三分半、反り三分の太刀で、鍛えは板目、柃ごころが交じった肌合いで地沸つく。刃文は匂口締りごろに小のたれ、小沸つき、表に棒樋の下、櫃の中に梵字と立不動、裏に同じく棒樋の下に竜の浮彫がある。明寿の快心の作で、現存する唯一の太刀として著名であり、重要文化財に指定されている。

明寿が作刀、彫刻ともに、これほどの傑出作を表現するまでには、いかな天才をもつてしても、数年間といった短い作刀期間では不可能なことである。この太刀を作った慶長三年に明寿は四十一歳であり、常識的には、この年を遡る少なくとも十年以上の修練期間があったとみねばならない。「城州埋忠作」銘、また「山城国住人埋忠宗吉」など、宗吉銘の前銘の作があって、はじめて明寿銘の作が出来たとみることが自然である。

もし城州銘や宗吉銘が、明寿の作でないとしたら、明寿は慶長三年にはじめて作刀をして、いきなり重文に指定し評価されるほどの作を世に残したことになる。このことは、助広、真改が作刀技の完成までに、かなりの年数を要した事例をみるまでもなく、いかな名工にしても類例がなく、慶長三年紀の太刀を明寿の初作とみることはできない。





い。

明寿の前銘とみられるものは、城州銘と宗吉銘のほかに該当するものがなく、城州銘の始まるのが、慶長三年を遡る十年前の天正十六年である。それ以前にも、あるいは将来、城州銘の作が発見される可能性もあり得ようが、諸書が記すように、明寿が重吉とも切ったということが正しければ、「埋忠重吉」(『古今鍛冶備考』)、「重吉」と切った銘の作が、発見される可能性の方により期待したい。

天正十六年に明寿は三十一歳であって、年齢的にみて、この年より以前に作刀が存在するであろうことは十分に推量されることである。

#### 四、明寿銘の手癖が城州銘に共通する

明寿の銘の手癖については既に述べたように、ハネ鑿を用いることがその一つの特徴である。

城州銘を二例掲示する。(次頁参照)

城州銘はどの作の銘も、ほぼ同一の鑿であることは前述した。明寿銘の手癖と共通したハネ鑿は「埋」の字の第四画にみられ、また「城」の字に一画余分な鑿が打たれていることが共通している。この打ち方もハネ鑿を打つ癖と一脈通じて、城州銘が明寿の前銘とみる一つの事由である。

城  
埋

このハネ鑿を打つのが明寿の一つの手癖であることは、明寿自筆の彫物手本に自署した「埋忠明寿(花押)」の筆跡を見ることが明瞭である。明寿が自筆した彫物の手本、あるいは手控は初代忠吉、または宗長に与えたもので、雲母紙の小さな巻物になっており、肥前忠吉家に伝来していたが、今次大戦で焼失したという。その写しの一部が『京都の刀剣』と『日本刀通観』に収載されているので、自署の部分を中心に借用して参照する。

「埋」字の第四画にあるハネる字画は、刀銘にみる城州銘、明寿銘のいずれのハネ鑿とも共通した手癖を示している。また彫物手本の文中に「明寿ほり物」「埋忠作」などの注記があつて、梵字・素剣・護摩箸などの彫物が、城州銘の刀身に彫られたものと軌を一にしていることは特筆される。



①

城

②

城

「城」と「埋」の二点の鑿の打ち方は、城州銘のどれにも共通して、同一人である明寿の切銘とみるのであるが、「城」の字の最終画を打つ点に二種がある。

①のように「城」の字を切るのが、「天正十八年十一月日」紀の短刀と、『新刀賞鑿余録』に所

②



文禄二年十一月日

①



天正十八年十一月日

載する初代忠吉との合作刀などの銘のほか、多くは②のように切っている。

この字画の相違は、年代による変化ではないらしく、別の他の事由によるらしいことで、あくまで枝葉的なことではあるが、何と解すべきかの結論は急がず、記すにとどめて後の考究に保留したい。

埋忠



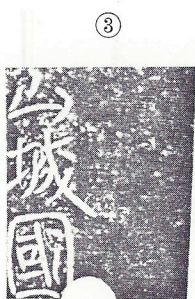
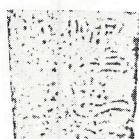


## 五、城州銘—宗吉銘—明寿銘への流れ

城州銘から宗吉銘、そして明寿銘への流れには一貫したものがある。

それを「城」「埋」「年」の字を例にして、その共通性をみてみよう。それぞれ筆致に僅少な差はあるが、同一人の切銘とみることができであろう。

②と③の「山城国」銘はほとんど同一の筆致である。「城」の字の「成」の内に一鑿を余分に打つことは①から③まで共通している。「埋忠」の



二字の書体は①が縦長であり、「忠」字を七画に打つのが②と③で、①は八画に打つが、「埋」字の第四画にハネ鑿を打ち、「里」の上部を「口」に切ることも三者が共通した字画である。「年」字の字画は終始変わらず、城州銘も明寿銘も同一である。ただし筆勢や強弱に差があることは、城州銘と明寿銘の両者の初銘には十年間のへだたりがあること、また城州銘が彫銘であることからみて、むしろ当然なことで首肯できよう。



↑天正十九年三月日

(城州埋忠作)



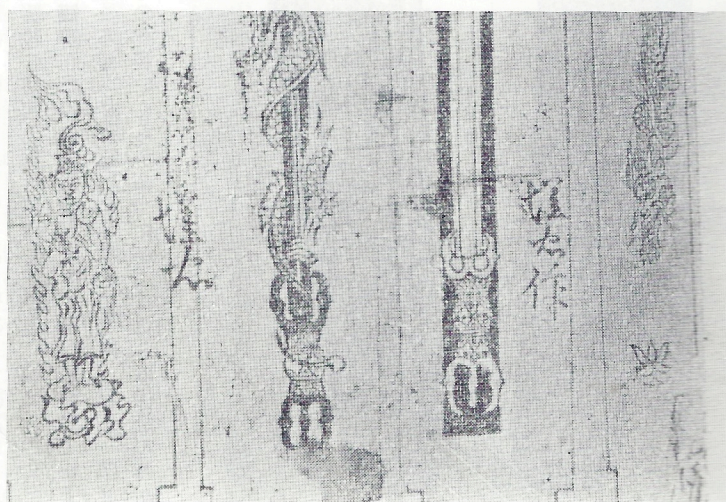
↑慶長一・二年頃

(埋忠宗吉)



↑慶長三年八月日

(埋忠明寿)



以上の記述から、「城州埋忠作」銘は埋忠明寿と同人で、前銘であり、天正・文禄から慶長三年頃までのおよそ十年間に切ったものであると確信する。明寿の銘として、当然あってしかるべき前銘に該当するものは、城州銘と宗吉銘をにおいては他に見い出すことができない。明寿の子と一族一門の「名と銘」は詳らかではなく、明寿との関連が明確にされない部分が多い。それらについては鐺の作品との関係を含めて、更に新しい資料を待つて詳述できる機会に譲りたい。

(終)